

巻末5 港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示

○港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示

(平成十九年三月二十八日)

(国土交通省告示第三百九十五号)

改正	平成二二年	九月	六日	国土交通省告示第一〇一五号	
	同	二五年	九月一八日	同	第八六一号
	同	二九年	一月二六日	同	第一一九五号
	同	三〇年	三月一六日	同	第四四八号
	令和	二年	六月一日	同	第六三二号
	令和	六年	四月一日	同	第三四四号

巻末資料

港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)の規定に基づき、港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示(平成十一年運輸省告示第百八十一号)の全部を改正する告示を次のように定める。

目次

- 第一章 総則(第一条—第二十八条)
  - 第一節 定義(第一条—第四条)
  - 第二節 自然状況等の設定(第五条—第二十条)
    - 第一款 風に関する事項(第六条)
    - 第二款 潮位に関する事項(第七条)
    - 第三款 波に関する事項(第八条・第九条)
    - 第四款 水の流れに関する事項(第十条—第十二条)
    - 第五款 地盤に関する事項(第十三条—第十五条)
    - 第六款 地震に関する事項(第十六条・第十七条)
    - 第七款 船舶に関する事項(第十八条)
    - 第八款 その他の事項(第十九条・第二十条)
  - 第三節 技術基準対象施設を構成する部材(第二十一条—第二十八条)
- 第二章 水域施設(第二十九条—第三十二条)
- 第三章 外郭施設(第三十三条—第四十六条)
- 第四章 係留施設(第四十七条—第七十四条)
- 第五章 臨港交通施設(第七十五条—第八十条)
- 第六章 荷さばき施設(第八十一条—第八十四条)
- 第七章 保管施設(第八十五条—第八十八条)
- 第八章 船舶役務用施設(第八十九条・第九十条)
- 第九章 移動式施設(第九十一条—第九十三条)
- 第十章 その他の港湾の施設(第九十四条—第九十八条)
  - 第一節 旅客乗降用固定施設(第九十五条)
  - 第二節 廃棄物埋立護岸(第九十六条)
  - 第三節 海浜(第九十七条)
  - 第四節 緑地及び広場(第九十八条)

附則